

令和6年4月8日

保護者 各位

山梨県立甲府西高等学校
校長 高見澤 圭一

学校保健安全法に基づく感染症の出席停止について（お知らせ）

新型コロナウイルス感染症が令和5年5月8日付けで感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の5類感染症に、学校保健安全法施行規則においては学校で予防すべき感染症の第2種に移行したことにより、令和6年度から感染症等罹患に関わる出席停止の扱いについて次のとおりとします。

1 医療機関を受診して感染症（学校で予防すべき感染症一覧参照）と診断された場合に出席停止扱いになります。

（自宅等で検査キットを使用した結果のみでは出席停止扱いにはなりません。）

2 感染症に罹患した場合またはその書類の記入について

1) 新型コロナウイルスまたはインフルエンザに罹患した場合

「新型コロナウイルス感染症による出席停止願」または「インフルエンザによる出席停止願」を保護者が記入し、診療明細書または処方薬の説明書など日付と検査や処方が記載されている書類のコピーを添付して提出してください。

2) その他の感染症に罹患した場合

「学校感染症届」の証明書欄を医療機関で記入していただき提出してください。

3 登校後、発熱の症状があり、学校から帰宅を指示された場合

1) 医療機関を受診しなかった場合または受診の結果、陰性だった場合

帰宅を指示された日のみ出席停止。次の日からは欠席。（「新型コロナウイルス・インフルエンザ等感染症の疑いによる出席停止願」を保護者が記入し提出してください。）

2) 帰宅を指示された日に医療機関を受診できず、翌日受診した場合

帰宅を指示された日は出席停止。また、帰宅を指示された翌日に医療機関を受診した場合は受診結果に関わらず出席停止。

（「新型コロナウイルス・インフルエンザ等感染症の疑いによる出席停止願」を保護者が記入し、診療明細書または処方薬の説明書など日付と検査や処方が記載されている書類のコピーを添付して提出してください。）

3) 医療機関を受診した結果、陽性だった場合

「新型コロナウイルス感染症による出席停止願」「インフルエンザによる出席停止願」または「学校感染症届」を提出してください。

* 新型コロナウイルス感染症またはインフルエンザと診断された場合は、診療明細書または処方薬の説明書など日付と検査や処方が記載されている書類のコピーを添付してください。